

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくとも構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額（1ℓあたりの契約単価）の記載があること
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者と燃料供給事業者との契約であること

※ 契約書は、事業者が通常使用している様式で、上記必要内容が記載されているものがあれば、それを使用してください。

甲

乙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

選挙候補者_____（以下「甲」と
いう）と_____（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車
の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地_____

名称_____

3 供給を受ける自動車の登録番号（車両番号）_____

4 金額

単価 1 リットル当たり_____円（税込・税抜）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた
金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、練馬区議会議員及び練馬区長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき練馬区に対し請求するものとし、甲は
これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、練馬区に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額
を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当し
た場合は、乙は練馬区には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 _____ 選挙候補者 _____

住所

氏名

印

乙 住所 _____ (電話)

名称

印

代表者

印